

福井県警察の損害賠償事務手続に関する訓令

平成16年12月17日  
福井県警察本部訓令第37号

改正

平成19年3月30日福井県本部訓令第21号 平成26年12月17日福井県本部訓令第36号

福井県警察の損害賠償事務手続に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の損害賠償事務手続に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、福井県知事の権限に属する事務の一部を委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる規則（昭和44年福井県規則第15号）第3条の規定に基づき本部長が補助執行する損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 損害賠償事故 警察職員が職務を行うに当たって、故意若しくは過失によって違法に他人に損害を加えた場合又は公安委員会若しくは県警察の営造物の設置若しくは管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合に、国家賠償法（昭和22年法律第125号）その他法令の規定に基づき県が損害賠償の責任を有するものをいう。
- (2) 責任所属長 警察職員が職務を行うに当たって発生した損害賠償事故の場合は、当該警察職員の所属する所属長を、営造物の設置又は管理に係る損害賠償事故の場合は、当該営造物を管理している所属長をいう。ただし、当該損害賠償事故の発生状況その他の事情により当該所属長により難いときは、本部長が指定する者とする。
- (3) 業務主管課長 損害賠償事故の原因に係る業務を主管する本部の所属長をいう。ただし、当該損害賠償事故の発生状況その他の事情により当該所属長により難いときは、本部長が指定する者とする。
- (4) 和解 損害賠償事故の当事者（損害賠償事故に係る直接の当事者だけではなく、当該損害賠償事故について賠償責任を有する者を含む。）が互いに譲歩して、その間の紛争を解決することを約束する契約をいう。

(発生報告)

第3条 責任所属長は、損害賠償事故の発生を認めたときは、損害賠償事故発生報告書（別記様式第1号）により、監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(調査)

第4条 責任所属長は、発生を認知した損害賠償事故につき、速やかに次の各号に掲げる事項について調査を行わなければならない。

- (1) 損害賠償事故の状況及び発生原因
- (2) 損害の内容及び程度並びに損害額
- (3) その他損害賠償に関し必要な事項

2 責任所属長は、前項の規定による調査の結果を損害賠償事故調査結果報告書（別記様

式第2号)に次の各号に掲げる資料を添付し、監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

- (1) 損害賠償事故の状況及び発生原因を明らかにした資料
- (2) 損害の内容及び程度並びに損害額を明らかにした資料
- (3) その他調査結果に関する資料

(福井県警察損害賠償審議委員会)

第5条 本部に福井県警察損害賠償審議委員会(以下「審議委員会」という。)を置く。

2 審議委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長には警務部長を、副委員長には首席監察官を、委員には本部の警務課長、本部の会計課長及び監察課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 審議委員会は、損害賠償事故が次の各号のいずれかに該当する場合に、委員長が招集する。この場合において、委員長は、委員の過半数が出席しなければ審議委員会を開くことができない。

- (1) 県が負担すべき損害賠償額が500万円を超えるとき。
- (2) 第12条の規定による交渉不調の報告があったとき。
- (3) その他損害賠償事故を適正に処理する上で必要があるとき。

5 審議委員会は、損害賠償事故について、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 損害賠償の要否及び損害賠償の額に関すること。
- (2) 国家賠償法第1条第2項及び第2条第2項の求償に関すること。
- (3) その他損害賠償事故の処理に関すること。

6 委員長は、審議を行う上で必要があると認めるときは、福井県警察の顧問弁護士の委嘱等に関する要綱の制定について(平成16年警監甲達第7号)に規定する顧問弁護士に意見を求めるほか、責任所属長、業務主管課長その他関係する警察職員に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

7 委員長は、審議の結果を損害賠償審議結果報告書(別記様式第3号)により本部長に報告するものとする。

8 審議委員会の庶務は、監察課で処理する。

(審議結果に基づく措置)

第6条 本部長は、前条第7項に規定する審議結果の報告を踏まえて、損害賠償事故の処理方針その他必要な事項を決定するとともに、責任所属長、業務主管課長その他関係する所属長に対し、必要な指示を行うものとする。

(和解に関する事務)

第7条 責任所属長は、相手方との和解に向けた交渉等和解に関する事務を行うものとする。

(和解見込みの報告)

第8条 責任所属長は、相手方との間に和解についての協議が整ったときは、和解見込報告書(別記様式第4号)に次の各号に掲げる資料を添付し、監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

- (1) 和解書面の案
- (2) 損害額に係る証ひょう書類

(3) その他和解に関する書類

(損害賠償額の決定)

第9条 本部長は、損害賠償額の決定に際し、前条の規定により報告を受けた損害賠償事故に係る損害賠償の額が、1件につき500万円以内であるときは、当該額を専決するものとし、1件につき500万円を超えるときは、当該額について県議会の議決を得るものとする。

2 監察課長は、本部長の指揮を受けて前項の損害賠償額の決定に関する事務を行うものとする。

3 監察課長は、第1項の規定により損害賠償の額が決定したときは、その旨を責任所属長及び業務主管課長に通知するものとする。

(和解)

第10条 責任所属長は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに相手方と和解するものとする。

2 責任所属長は、相手方と和解したときは、当該和解書面により、監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。この場合において、責任所属長は、業務主管課長にその旨を連絡するものとする。

(賠償金の支払い)

第11条 責任所属長は、相手方と和解後速やかに賠償金の支払いに関する事務を行うものとする。

(交渉不調の場合の措置)

第12条 責任所属長は、和解に向けた交渉の結果、和解の見込みがないと認めた場合又は調停若しくは訴訟に移行するおそれが生じた場合には、交渉不調報告書（別記様式第5号）により監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(援助要求に伴う損害賠償事故)

第13条 警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づき本県に派遣された警察庁又は他の都道府県警察の警察官がその職務を行うに当たって発生した損害賠償事故につき、本県が損害賠償の責任を有する場合は、警察職員による損害賠償事故の例による。

(細部事項)

第14条 この訓令の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年福井県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年福井県警察本部訓令第36号）

この訓令は、平成26年12月17日から施行する。

様式省略